

高収益プラン作成に当たっての留意事項

認定要件	留意点
① 生産効率化プランを作成し、認定を受けること。	・生産効率化プランにより、担い手に農地や作業を任せ、機械作業を集約する必要あり。
② 高収益品目等の導入を行う計画とすること。	・高収益品目等とは、従来作付けしていた作物と比較して労働集約的であるが、収益性の高い品目・栽培方法を指す。 ・プランの期間内は高収益品目の取組は継続する必要。 ・高収益作物は新規導入に限らず、取組者が既存の作物から転換し、高収益が可能であれば、主力園芸作物でも可。規模拡大も同様。 ・すでに高収益品目等に取り組んでいる場合は増加分のみ助成対象。 ・高収益品目は明確に高い収益性が見込めることが必要で、品目であれば転換前と、設定する品目で比較。栽培形式であれば現状の栽培形式と設定する栽培形式で比較。 ・生産効率化プランの機械利用の担い手が自ら高収益品目を導入するのは事業主旨から外れるので助成対象外。 ・品目選定は十分に検討された上での計画なので、収量や収益が上がらない等の理由での作目変更は指導対象。 ・ハウスを導入する場合は、自力施工でも設置できる簡易なものであること(専門業者が施工しなければならないようなハウスは対象外)。 ・肥料、農薬等、毎年度必要となる資材は助成対象外。 ・鳥獣害対策の資材は助成対象外(鳥獣害防止対策を活用)。 ・簡易なほ場整備は土木工事が必要なものは対象外。心土破碎や弾丸暗きょ、もみ殻埋め込み等、自ら作業できるものが助成対象。 ・簡易なほ場整備について自ら実施する場合の施工費は作業時間と地域の標準的な農作業委託料金から算出。

	・目標が達成できなかった場合、災害や事故等、やむを得ない事情の場合は理由を明確にすることで助成金の返還は求めない。 ・意図的にプランと異なる作付を行った場合は助成金返還の対象となり得る。
③ 生産効率化プランに合意した農家のうち、機械利用の担い手以外の農家の6割以上が高収益作物に転換すること。 条件不利地域であって生産効率化プランを作成していない地域にあっては、5人以上の農家が参加又は1ha以上の取組となること。	・農家の6割以上が高収益品目に転換するのは必須条件。 ・条件不利地は指定地区内の農地が対象となる（属地）。 ・条件不利地域では6割要件はなし。 ・高収益プランは地域で品目等の転換を一体的に行うことで所得増加を目指すものであり、個々の農家がバラバラの作物に取り組む計画は原則望ましくない。